

議案第48号

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加西市職員特殊勤務手当支給条例（昭和42年加西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他規則で定めるこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の加西市職員特殊勤務手当支給条例附則第3項及び4項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、防疫等作業手当の運用の特例を定めるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

作業に従事した日1日につき3,000円

(感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合4,000円)